

第2回太良町議会（定例会第2回）

平成27年6月5日～6月15日

議 案

平成27年第2回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 11日間（6月5日～6月15日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 5	金	本 会 議 (第1日目)	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明
第 2 日	6. 6	土	休 会	—	
第 3 日	6. 7	日	休 会	—	
第 4 日	6. 8	月	(議 案 調 査)		
第 5 日	6. 9	火	本 会 議 (第2日目)	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	6. 10	水	(議 案 調 査)		
第 7 日	6. 11	木	(議 案 調 査)		
第 8 日	6. 12	金	本 会 議 (第3日目)	9時30分	議 案 審 議
第 9 日	6. 13	土	休 会	—	
第10日	6. 14	日	休 会	—	
第11日	6. 15	月	本 会 議 (第4日目)	9時30分	議 案 審 議

平成27年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月 5日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 報告第1号、議案第34号～議案第42号 町長の提案理由の説明

提 出 議 案 目 録

報告第 1 号 平成 2 6 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 3 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 3 8 号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について

議案第 3 9 号 平成 2 7 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 0 号 平成 2 7 年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 1 号 平成 2 7 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 2 号 平成 2 7 年度町立太良病院事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

平成 2 7 年 6 月 5 日

太良町長 岩 島 正 昭

報告第1号

平成26年度太良町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成26年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入 特定 財 源	未収入特定財源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	太良町総合戦略策定事業	円 6,800,000	円 6,800,000	円	円 6,600,000	円	円	円	円 200,000
		電算システム改修委託料	円 10,512,000	円 2,444,000	円	円 2,444,000	円	円	円	円
		社会保障・税番号制度中間SVPP利用負担金	円 5,080,000	円 4,417,000	円	円 4,417,000	円	円	円	円
03 民生費	02 児童福祉費	保育環境改善事業補助金	円 21,000,000	円 21,000,000	円	円 19,400,000	円	円	円	円 1,600,000
06 農林水産業費	01 農業費	新規就農・経営継承総合支援事業費	円 34,623,000	円 15,644,000	円	円	円 15,635,000	円	円	円 9,000
	02 林業費	森林整備加速化・林業再生事業費補助金	円 502,000	円 502,000	円	円	円 502,000	円	円	円
07 商工費	01 商工費	Free Wi-Fi整備事業補助金	円 5,700,000	円 5,700,000	円	円 4,700,000	円	円	円	円 1,000,000

07 商工費	01 商工費	ゆたたり商品券発行事業補助金	円 11,000,000	円 11,000,000	円	円 10,000,000	円	円	円	円 1,000,000
		道の駅太良Free Wi-Fi整備事業	円 1,500,000	円 1,500,000	円	円 1,300,000	円	円	円	円 200,000
		来TARA得する旅行事業補助金	円 15,000,000	円 15,000,000	円	円 14,000,000	円	円	円	円 1,000,000
08 土木費	02 道路橋梁費	法面保護補修事業	円 20,000,000	円 12,700,000	円	円 8,255,000	円	円	円	円 4,445,000
合 計			131,717,000	96,707,000	0	71,116,000	16,137,000	0	0	9,454,000

議案第34号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成27年6月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月30日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第15号

太良町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月30日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町税条例等の一部を改正する条例

(太良町税条例の一部改正)

第1条 太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号ホ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定に

よる申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,000円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（太良町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 太良町税条例等の一部を改正する条例（平成26年太良町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中町税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）」、同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「町税条例」を「町税条例等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する

部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第 35 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 30 日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第16号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成27年3月30日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「前条第2項」を「第1条第2項」に改め、同項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第25条中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年太良町

条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 14 項の改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成 26 年度太良町一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

平成26年度太良町一般会計補正予算（第7号）

平成26年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,472,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		2,300,991	54,677	2,355,668
	1. 地方交付税	2,300,991	54,677	2,355,668
16. 寄附金		3	640	643
	1. 寄附金	3	640	643
17. 繰入金		499,334	△1,527	497,807
	2. 基金繰入金	450,794	△1,527	449,267
20. 町債		279,893	△8,300	271,593
	1. 町債	279,893	△8,300	271,593
歳入合計		5,426,924	45,490	5,472,414

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		925,946	59,212	985,158
	1. 総務管理費	790,164	59,212	849,376
3. 民生費		1,666,131	△2,185	1,663,946
	2. 児童福祉費	484,411	△2,185	482,226
6. 農林水産業費		423,040	△11,537	411,503
	1. 農業費	289,633	△11,537	278,096
8. 土木費		347,514	0	347,514
	2. 道路橋梁費	262,577	0	262,577
10. 教育費		366,775	0	366,775
	1. 教育総務費	78,338	0	78,338
	2. 小学校費	59,185	0	59,185
	3. 中学校費	63,843	0	63,843
歳 出 合 計		5,426,924	45,490	5,472,414

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	71,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	62,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
9. 地方交付税	2, 3 0 0, 9 9 1	5 4, 6 7 7	2, 3 5 5, 6 6 8	
16. 寄附金	3	6 4 0	6 4 3	
17. 繰入金	4 9 9, 3 3 4	△1, 5 2 7	4 9 7, 8 0 7	
20. 町債	2 7 9, 8 9 3	△8, 3 0 0	2 7 1, 5 9 3	
歳 入 合 計	5, 4 2 6, 9 2 4	4 5, 4 9 0	5, 4 7 2, 4 1 4	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	925,946	59,212	985,158			△887	60,099
3. 民生費	1,666,131	△2,185	1,663,946				△2,185
6. 農林水産業費	423,040	△11,537	411,503				△11,537
8. 土木費	347,514	0	347,514		△7,300		7,300
10. 教育費	366,775	0	366,775		△1,000		1,000
歳 出 合 計	5,426,924	45,490	5,472,414		△8,300	△887	54,677

2 歳 入

(款) 9. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	2,300,991	54,677	2,355,668	1. 地方交付税	54,677	特別交付税
計	2,300,991	54,677	2,355,668			

(款) 16. 寄附金 (項) 1. 寄附金

4. ふるさと応援寄附金	1	640	641	1. ふるさと応援寄附金	640	ふるさと応援寄附金
計	3	640	643			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

5. 地域づくり事業基金繰入金	4,989	△1,527	3,462	1. 地域づくり事業基金繰入金	△1,527	地域づくり事業基金繰入金
計	450,794	△1,527	449,267			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

8. 過疎対策債	71,200	△8,300	62,900	1. 過疎対策債	△8,300	過疎対策債
計	279,893	△8,300	271,593			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 企画財政管理費	81,576	△1,527	80,049			△1,527		19. 負担金補助及び交付金	△1,527	地域づくり事業費補助金
12. 減債基金費	76,135	60,099	136,234				60,099	25. 積 立 金	60,099	基金積立金
29. ふるさと応援寄附金基金費	1	640	641			640		25. 積 立 金	640	基金積立金
計	790,164	59,212	849,376			△887	60,099			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	111,234	△2,185	109,049				△2,185	19. 負担金補助及び交付金	△2,185	保育所障害児保育推進事業費補助金
計	484,411	△2,185	482,226				△2,185			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 農地費	72,143	△11,537	60,606				△11,537	19. 負担金補助及び交付金	△11,537	農地基盤整備事業費補助金
計	289,633	△11,537	278,096				△11,537			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	140,617	0	140,617		△400		400			財源組替
3. 道路新設改良費	96,000	0	96,000		△6,900		6,900			財源組替
計	262,577	0	262,577		△7,300		7,300			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	77,007	0	77,007		△400		400			財源組替
計	78,338	0	78,338		△400		400			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	39,972	0	39,972		△500		500			財源組替
計	59,185	0	59,185		△500		500			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	47,669	0	47,669		△100		100			財源組替
計	63,843	0	63,843		△100		100			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,510,009	4,738,033	339,393	439,052	4,638,374
	補 正 (B)			△ 8,300	0	△ 8,300
	補 正 後 (C)	4,510,009	4,738,033	331,093	439,052	4,630,074
(9) そ の 他	補 正 前 (A)	2,451,091	2,710,622	301,993	128,358	2,884,257
	補 正 (B)			△ 8,300		△ 8,300
	補 正 後 (C)	2,451,091	2,710,622	293,693	128,358	2,875,957
うち過疎対策事業債	補 正 前 (A)	385,900	582,100	131,600	2,039	711,661
	補 正 (B)			△ 8,300		△ 8,300
	補 正 後 (C)	385,900	582,100	123,300	2,039	703,361
合 計	補 正 前 (A)	4,547,745	4,768,830	342,793	447,607	4,664,016
	補 正 (B)			△ 8,300	0	△ 8,300
	補 正 後 (C)	4,547,745	4,768,830	334,493	447,607	4,655,716

議案第 37 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成 26 年度太良町山林特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

太良町長 岩 島 正 昭

平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）

平成26年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		18,121	2,728	20,849
	1. 事業収入	18,121	2,728	20,849
3. 資本的収入		21,246	△1,319	19,927
	2. 県支出金	21,246	△1,319	19,927
歳入合計		64,953	1,409	66,362

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		16,130	△245	15,885
	1. 総務費	4,855	△245	4,610
2. 資本的費用		44,993	△790	44,203
	1. 造林費	41,091	△790	40,301
3. 予備費		3,830	2,444	6,274
	1. 予備費	3,830	2,444	6,274
歳 出 合 計		64,953	1,409	66,362

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 事業収入	18,121	2,728	20,849	
3. 資本的収入	21,246	△1,319	19,927	
歳 入 合 計	64,953	1,409	66,362	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	16,130	△245	15,885				△245
2. 資本的費用	44,993	△790	44,203	△1,319			529
3. 予備費	3,830	2,444	6,274				2,444
歳 出 合 計	64,953	1,409	66,362	△1,319			2,728

2 歳 入

(款) 1. 事業収入 (項) 1. 事業収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財産収入	18,121	2,728	20,849	1. 立木売却収入	2,728	間伐材等売却収入 1,830 主伐立木売却収入 898
計	18,121	2,728	20,849			

(款) 3. 資本的収入 (項) 2. 県支出金

1. 造林事業県補助金	21,246	△1,319	19,927	1. 造林事業県補助金	△1,319	森林環境保全直接支援事業費補助金
計	21,246	△1,319	19,927			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	4,855	△245	4,610				△245	12. 役 務 費	△245	その他保険料
計	4,855	△245	4,610				△245			

(款) 2. 資本的費用 (項) 1. 造林費

1. 造林事業費	41,091	△790	40,301	△1,319			529	13. 委 託 料	△790	森林環境保全直接支援事業委託料
計	41,091	△790	40,301	△1,319			529			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	3,830	2,444	6,274				2,444			
計	3,830	2,444	6,274				2,444			

議案第 38 号

佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協理について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、伊万里市を交通災害共済に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合理約を次のとおり変更することを協理することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合理約（平成 19 年佐賀県指令 18 市町村第 010014 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 9 号に関する事務の項中「多久市」を「多久市 伊万里市」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合理約を変更する必要があるため、この案を提出する。

平成27年度太良町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,004,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年6月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

議案第40号

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

平成27年6月5日提出
太良町長 岩 島 正 昭

議案第 41 号

平成27年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成27年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	57,900千円	0千円	57,900千円
第1項	営 業 費 用	45,689千円	216千円	45,905千円
第4項	予 備 費	8,917千円	△ 216千円	8,701千円

第3条 予算第5条（1）中「16,432千円」を「16,648千円」に改める。

平成27年 6月 5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度 町立太良病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業収益	1,049,823 千円	18,493 千円	1,068,316 千円
第1項	医業収益	855,542 千円	18,493 千円	874,035 千円
	収 入 合 計	1,129,554 千円	18,493 千円	1,148,047 千円
支 出 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用	999,344 千円	18,493 千円	1,017,837 千円
第1項	医業費用	968,710 千円	18,493 千円	987,203 千円
	支 出 合 計	1,129,554 千円	18,493 千円	1,148,047 千円

第3条 予算第5条（1）中「657,152千円」を「675,645千円」に改める。

平成27年6月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	発議第1号 太良町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第2	発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第3	発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
追加日程第4	請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
追加日程第5	請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願について
追加日程第6	意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について
追加日程第7	意見書第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係わる意見書（案）の提出について

追 加 提 出 議 案 目 録

- 発議第 1 号 太良町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2 号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3 号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2016 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願について
- 意見書第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 意見書第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
2016 年度政府予算に係わる意見書（案）の提出について

上記のとおり

平成 27 年 6 月 12 日

太良町議会議長 末 次 利 男

発議第1号

平成27年 6月12日

太良町議会議長
末次利男 様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	牟田則雄
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

太良町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び太良町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

(別紙)

太良町議会基本条例の一部を改正する条例（案）

太良町議会基本条例（平成25年太良町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、太良町議会議員政治倫理条例(平成25年太良町条例第20号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

太良町議会議員政治倫理条例制定に伴い、太良町議会基本条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

平成27年 6月12日

太良町議会議長
末次利男 様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	牟田則雄
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び太良町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

(別紙)

太良町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

太良町議会委員会条例（昭和39年太良町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表経済建設常任委員会の項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年8月11日から施行する。

（提案理由）

議員定数の変更に伴い、太良町議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

平成27年 6月12日

太良町議会議長
末次利男 様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	牟田則雄
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を別紙のように提出する。

(別紙)

太良町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

太良町議会会議規則（昭和39年太良町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第78条第2項及び第79条第1項中「4人」を「2人」に改める。

第84条ただし書及び第85条第2項ただし書中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

太良町議会における女性の活躍促進を図るため及び条文整理に伴い、太良町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書

請願者 大石 聖
受付年月日 平成27年 5月29日
紹介議員 久保 繁 幸

教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について

【請願趣旨】

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2016年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

【請願項目】

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書

請願者 大石 聖
受付年月日 平成27年 5月29日
紹介議員 久保 繁 幸

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2016年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願について

【請願趣旨】

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革二位より、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上で認められた権利です。

子どもの学ぶ意欲・主体定なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府の予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

【請願項目】

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

平成27年 6月12日

太良町議会議長
末次利男様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	牟田則雄
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

教育予算の拡充を求める意見書（案）

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。今回の義務標準法改正条文の附則には、公立の小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。このことから、今後、全学年における35人以下学級を早急に、着実に実行することは、国としての大きな責務であると考えます。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急に実現すること。
さらにより豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画・実施すること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 6月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
文部科学大臣	下村博文	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様

平成27年 6月12日

太良町議会議長
末次利男 様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	牟田則雄
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2016年度政府予算に係わる意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙
のように提出する。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を
はかるための、2016 年度政府予算に係わる意見書（案）

子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国の GDP に占める教育費公財政支出の割合は、OECD 加盟国（28 カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。また、1 学級あたりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が他の加盟国に比べて多くなっている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要で、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実施するためには教職員定数改善が不可欠である。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたとこで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
文部科学大臣	下村博文	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様